

## 第 号議案

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件  
学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 学校法人の助成に関する条例（昭和26年4月条例第19号）
- (2) 神戸市営住宅譲渡条例（昭和28年4月条例第19号）
- (3) 神戸市公債条例（昭和29年4月条例第22号）
- (4) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例（昭和32年1月条例第47号）
- (5) 神戸市統計調査条例（昭和32年6月条例第18号）
- (6) 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）
- (7) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年4月条例第2号）
- (8) 地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成21年3月条例第55号）
- (9) 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例（平成31年3月条例第45号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6号及び次項から附則第4項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

（収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日前に売りさばかれた収入証紙（第6号の規定による廃止前の神戸市収入証紙条例（次項において「旧条例」という。）第4条の規定により無効とされるものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 旧条例第3条第1項の規定により売りさばき人として指定されていた者で第6号の規定の施行の際現に買い受けた収入証紙を保有しているものは、市長が

定めるところにより、附則第1項ただし書に規定する日から令和7年6月30日までに当該収入証紙を返還しなければならない。この場合において、市長は、その定めるところにより、現金を還付するものとする。

4 前項に規定する者を除くほか、現に収入証紙を保有する者は、附則第1項ただし書に規定する日から令和10年3月31日までの間に限り、市長が定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

(市営住宅条例の一部改正)

5 神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第28条 削除</u></p>	<p><u>(譲渡する住宅の家賃の減免等)</u>  <u>第28条 市長は、神戸市営住宅譲渡条例(昭和28年4月条例第19号)の規定に基づき、市営住宅の譲渡契約(その譲渡代金の支払方法が全額即金払であるものを除く。)</u>を締結したときは、<u>当該市営住宅の所有権を移転するまでの家賃を免除することができる。この場合において、市長は、当該市営住宅の敷地の地代に相当する額を徴収することができる。</u></p>

2 前項の市営住宅の譲渡契約を解除したときは、市長は、譲渡代金の割賦金の納付に係る月の翌月以後の家賃を徴収する。

#### 理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、条例を廃止する必要があるため。